

消防予第126号
平成24年3月27日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める
件の一部を改正する件等の公布について（通知）

「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の一部を改正する件」（平成24年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。）及び「蓄電池設備の基準の一部を改正する件」（平成24年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。）が、平成24年3月27日に公布されました。

今回の改正は、パッケージ型自動消火設備に中継装置を用いるものを追加することに伴い、パッケージ型自動消火設備における中継装置に係る設置及び維持に関する基準等を新たに定めるほか、消防用設備等の非常電源に用いる蓄電池設備にリチウムイオン蓄電池を用いるものを追加することに伴い、リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の構造及び性能の基準を新たに定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第一 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の一部を改正する件に関する事項

- 1 「中継装置」の定義を追加したこと（2号告示第2関係）。
- 2 パッケージ型自動消火設備に用いられている各種信号について規定を明確化したこと（2号告示第2関係）。
- 3 中継装置の基準を定めたこと（2号告示第11の2関係）。
- 4 上記の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったこと（2号告示第4、第5、第6、第10、第11及び第12関係）。

第二 蓄電池設備の一部を改正する件に関する事項

- 1 蓄電池設備の蓄電池の種類に「リチウムイオン蓄電池」を追加したこと（4号告示第2関係）。
- 2 リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の充電装置については、定電流定電圧充電により充電できるもの又は自動的に充電でき、かつ、充電完了後には浮動充電に自動的に切り替えられるものとしたこと（4号告示第2関係）。
- 3 リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備には、組電池あたりの定格電圧及び定格容量を表示することとしたこと（4号告示第3関係）。

第三 施行期日・経過措置

- 1 2号告示は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと（2号告示附則関係）。
- 2 4号告示は、平成24年6月1日から施行することとしたこと（4号告示附則関係）。

(連絡先)

消防庁予防課

担当：岡澤、東、松浦

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

○消防庁告示第二号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第二条第二項の規定に基づき、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日

消防庁長官 久保 信保

第二第一号中「受信装置に信号を送る」を「受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を発信する」に改め、同第八号中「感知部から発せられた火災信号」を「火災信号」に、「作動装置等に」を「作動装置等を起動させる旨の信号（以下「起動信号」という。）を」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 中継装置 火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号（以下「作動信号」という。

）を受信し及び発信する装置をいう。

第二第九号中「受信装置から発せられた信号」を「起動信号」に改める。

第四第六号中「受信装置」の下に「中継装置」を加え、同号(二)を次のように改める。

(二) パッケージ型自動消火設備は、共用する二以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できるものであること。

第五第五号(一)中「第四号ニ」を「第四号ホ」に改める。

第五第八号中「消火薬剤貯蔵容器等」の下に「及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）」を加える。

第六に次の一号を加える。

十四 パッケージ型自動消火設備には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第十第二号中「受信装置から発せられた信号」を「起動信号」に改め、第十に次の一号を加える。

四 作動信号を発信するものにあつては、当該作動装置が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十一第三号を次のように改める。

三 第一号の警報中において、当該火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときに限り、自動的に作動装置等に起動信号を発信すること。

第十一に次の一号を加える。

七 作動信号を受信するものにあつては、当該作動信号を受信した場合には、作動装置等が起動した区域等を表示し、かつ、当該表示が火災の発生した警戒区域に係る表示と識別することができる措置を講じること。

第十一の次に次を加える。

第十一の二 中継装置

中継装置は、火災信号、起動信号又は作動信号を受信したとき、信号の種別に応じて、それぞれこれらの信号を自動的に発信するものとする。

第十二第二号中「受信装置から送られた信号」を「起動信号」に改め、第十二に次の一号を加える。

三 作動信号を発信するものにあつては、当該選択弁等が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又

は中継装置に自動的に発信すること。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十三号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を発信するものをいう。</p> <p>二 受信装置 火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声（以下「音等」という。）で知らせ、作動装置等を起動させる旨の信号（以下「起動信号」という。）を発信する装置をいう。</p> <p>八の二 中継装置 火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号（以下「作動信号」という。）を受信し及び発信する装置をいう。</p> <p>九 作動装置 起動信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をい</p>	<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、受信装置に信号を送るものをいう。</p> <p>二 受信装置 感知部から発せられた火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声（以下「音等」という。）で知らせ、作動装置等に発信する装置をいう。</p> <p>九 作動装置 受信装置から発せられた信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をい</p>

う。

十々十四 (略)

第四 設置及び維持に関する技術上の基準

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一々五 (略)

六 パッケージ型自動消火設備の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を二以上の同時放射区域において共用する場合にあつては、次によること。

(一) (略)

(二) パッケージ型自動消火設備は、共用する二以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できるものであること。

(三) (略)

第五 設置及び維持に関する基準の細目

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目は、次の各号に定めるところによる。

一々四 (略)

う。

十々十四 (略)

第四 設置及び維持に関する技術上の基準

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一々五 (略)

六 パッケージ型自動消火設備の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、作動装置等を二以上の同時放射区域において共用する場合にあつては、次によること。

(一) (略)

(二) 受信装置及び作動装置は、共用する二以上の同時放射区域をそれぞれ有効に監視できる警戒区域からの火災信号を受信することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できる機能を有しているものを設置すること。

(三) (略)

第五 設置及び維持に関する基準の細目

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目は、次の各号に定めるところによる。

一々四 (略)

五 配線はその用途に応じ、次に掲げる規定の例により設けると。

(一) 非常電源に係る配線 規則第十二条第一項第四号ホ

(二)・(三) (略)

六・七 (略)

八 受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置(中継装置を設ける場合に限る。)は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置すること。

九 (略)

第六 パッケージ型自動消火設備の性能等

パッケージ型自動消火設備の性能等は、次の各号に定めるところによる。

一〇十三 (略)

十四 パッケージ型自動消火設備には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第十 作動装置

作動装置は、次の各号に定めるところによる。

一 (略)

二 作動装置は、起動信号により自動的に弁

五 配線はその用途に応じ、次に掲げる規定の例により設けると。

(一) 非常電源に係る配線 規則第十二条第一項第四号ニ

(二)・(三) (略)

六・七 (略)

八 受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等
は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置すること。

九 (略)

第六 パッケージ型自動消火設備の性能等

パッケージ型自動消火設備の性能等は、次の各号に定めるところによる。

一〇十三 (略)

第十 作動装置

作動装置は、次の各号に定めるところによる。

一 (略)

二 作動装置は、受信装置から発せられた信号により自動的に弁

等を開放し、消火薬剤を放出できること。

三 (略)

四 作動信号を発信するものにあつては、当該作動装置が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十一 受信装置

受信装置は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 第一号の警報中において、当該火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときに限り、自動的に作動装置等に起動信号を発信すること。

四〇六 (略)

七 作動信号を受信するものにあつては、当該作動信号を受信した場合には、作動装置等が起動した区域等を表示し、かつ、当該表示が火災の発生した警戒区域に係る表示と識別することができる措置を講じること。

第十一の二 中継装置

中継装置は、火災信号、起動信号又は作動信号を受信したとき、信号の種別に応じて、それぞれこれらの信号を自動的に発信す

等を開放し、消火薬剤を放出できること。

三 (略)

第十一 受信装置

受信装置は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 第一号の警報中において、火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときは、自動的に作動装置（選択弁等を設ける場合にあつては選択弁等）に当該信号を発信すること。

四〇六 (略)

るものとする。

第十二 選択弁等

二以上の防護区域を設定することのできるパッケージ型自動消火設備にあつては、次の各号に適合する選択弁等を設けるものとする。

一 (略)

二 選択弁等は、起動信号を受信したとき、自

動的に当該防護区域に関する弁等を開放するものであること。

三 作動信号を発信するものにあつては、当該選択弁等が作動し

たとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十二 選択弁等

二以上の防護区域を設定することのできるパッケージ型自動消火設備にあつては、次の各号に適合する選択弁等を設けるものとする。

一 (略)

二 選択弁等は、受信装置から送られた信号を受信したとき、自

動的に当該防護区域に関する弁等を開放するものであること。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ（二）の規定に基づき、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日

消防庁長官 久保 信保

第二第二号中（六）を（七）とし、（五）を（六）とし、（四）を（五）とし、（三）を（四）とし、（二）の次に次のように加える。

（三） リチウムイオン蓄電池は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別表第九リチウムイオン蓄電池に適合し、かつ、J I S C 八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの又はこれと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

第二第三号（一）中「自動的に充電でき」を「リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を用いる蓄電池設備の充電装置にあつては、自動的に充電でき」に改め、同号中（八）を（九）とし、（七）を（八）とし、（六）を（七）とし、（五）を（六）とし、（四）を（五）とし、（三）を（四）とし、（二）を（三）とし、（一）の次に次のように加える。

（二） リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の充電装置にあつては、定電流定電圧充電により充電で

きるもの又は自動的に充電でき、かつ、充電完了後は、浮動充電に自動的に切り替えられるものであること。

第二第六号(二)ロ中「ホ(ホ)に」を「へ(ホ)に」に改める。

第三に次の一号を加える。

六 リチウムイオン蓄電池を用いるものにあつては、組電池当たりの定格電圧及び定格容量

附 則

この告示は、平成二十四年六月一日から施行する。

○ 蓄電池設備の基準の一部を改正する件 新旧対照表
蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 (略)</p> <p>二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) リチウムイオン蓄電池は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別表第九リチウムイオン蓄電池に適合し、かつ、J I S C 八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの又はこれと同等以上の構造及び性能を有するものであること。</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p> <p>(七) (略)</p> <p>三 蓄電池設備の充電装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p>	<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 (略)</p> <p>二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p> <p>三 蓄電池設備の充電装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p>

(一) リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を用いる蓄電池設備の充電装置にあつては、自動的に充電でき、かつ、充電完了後は、トリクル充電又は浮動充電に自動的に切り替えられるものであること。ただし、切替えの必要がないものにあつてはこの限りでない。

(二) リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の充電装置にあつては、定電流定電圧充電により充電できるもの又は自動的に充電でき、かつ、充電完了後は、浮動充電に自動的に切り替えられるものであること。

(三) (略)

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

(七) (略)

(八) (略)

(九) (略)

四・五 (略)

六 キュービクル式蓄電池設備の構造及び性能は、前各号の規定によるほか、次に定めるところによる。

(一) (略)

(二) 外箱の構造は、次に定めるところによること。

イ (略)

(一) 自動的に充電でき、かつ、充電完了後は、トリクル充電又は浮動充電に自動的に切り替えられるものであること。ただし、切替えの必要がないものにあつてはこの限りでない。

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

(七) (略)

(八) (略)

四・五 (略)

六 キュービクル式蓄電池設備の構造及び性能は、前各号の規定によるほか、次に定めるところによる。

(一) (略)

(二) 外箱の構造は、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 外箱の開口部（ホ）に掲げるものに係るものを除く。
。には、防火戸（建築基準法（昭和二十五年法律第二百
一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるもの
に限る。）が設けられていること。

ハ～ヘ（略）

（三）～（六）（略）

第三 表示

一～五（略）

六 リチウムイオン蓄電池を用いるものにあつては、組電池当た
りの定格電圧及び定格容量

ロ 外箱の開口部（ホ）に掲げるものに係るものを除く。
。には、防火戸（建築基準法（昭和二十五年法律第二百
一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるもの
に限る。）が設けられていること。

ハ～ヘ（略）

（三）～（六）（略）

第三 表示

一～五（略）